

令和7年度 大気汚染、悪臭発生源調査等業務委託仕様書

この仕様書は市川市（以下「委託者」という。）が委託する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 令和7年度 大気汚染、悪臭発生源調査等業務委託
2. 業務目的 本業務は、市内の事業所等において発生する、ばい煙、悪臭、特定粉じんについて調査分析を行い、大気汚染防止法、悪臭防止法、市川市環境保全条例で定める基準に適合しているかを確認することを目的とする。
3. 委託場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市環境部生活環境保全課
4. 委託期間 令和7年6月2日より令和8年3月23日まで
5. 受託者の条件 受託者は、都道府県計量行政機関にて環境計量証明事業（濃度）の登録があるとともに、公益社団法人におい・かおり環境協会が「臭気測定認定事業所」に認定している者であること。
6. 業務内容
 - (1) ばい煙分析（予定数量 2事業所×1検体＝2検体）
 - ① 調査項目（1検体当たり）
 - 1) 基礎項目
 - (ア) 湿り排出ガス量 (イ) 乾き排出ガス量 (ウ) 排出ガス温度
 - (エ) 排出ガス水分量 (オ) 排出ガス流速 (カ) 排出ガスCO₂濃度
 - (キ) 排出ガスO₂濃度 (ク) 排出ガスCO濃度 (ケ) 排出ガスN₂濃度
 - (コ) 空気比
 - 2) ばいじん濃度
 - 3) 硫黄酸化物濃度
 - 4) 窒素酸化物濃度
 - 5) 塩化水素濃度（廃棄物焼却炉の場合のみ）

※ 上記に示す1)～5)の調査項目の測定に関連する必要な調査（煙道の形状・寸法等）を含むものとする。
 - ② 調査方法
 - 1) 試料採取

委託者立会いのもと対象施設の煙道から採取することとする。

2) 分析

以下に示す方法によるものとする。

- (ア) ばいじん濃度 : J I S Z 8 8 0 8
- (イ) 硫黄酸化物濃度 : J I S K 0 1 0 3
- (ウ) 窒素酸化物濃度 : J I S K 0 1 0 4
- (エ) 塩化水素濃度 : J I S K 0 1 0 7

③ 結果の報告

下記の事項を取りまとめた報告書（A 4 サイズ）を 1 部作成し、提出する。

- 1) 計量証明書
- 2) 測定結果表（計算書を含む）
- 3) 現場の状況の記録（日時、気象、測定者、現場の地点図、現場の写真）
- 4) 煙道の形状・寸法

(2) 悪臭分析

① 予定回数及び測定場所

予定回数及び測定場所の組み合わせについては、表 1 のとおり。ただし、測定対象の事業所によって、測定場所の組合せを変更する場合がある。測定項目の詳細については、別紙 1 のとおり。

表 1：測定場所の組み合わせ及び予定回数

組合せ 番号	測定場所の組合せ	予定 回数
1	敷地境界 A	3 回
2	敷地境界 A + 排出口 E	2 回
3	敷地境界 A + 敷地境界 B + 敷地境界 C + 排出口 E + 排出口 F	1 回
4	敷地境界 D + 排出口 G	1 回
合計		7 回

② 調査方法

1) 試料採取

- (ア) 受託者が表 1 から指定する組み合わせごとに試料を採取するものとする。なお、委託者が希望した場合は、委託者の立ち合いのもと採取するものとする。
- (イ) 敷地境界の試料採取は真空ビン、吸引ビンまたは試料採取袋を用い、

排出口の試料採取は試料採取袋によるものとする。

- (ウ) 表 1 における組合せ番号 1 については、委託者が試料の採取を行うことができるものとする（予定回数 1 回）。委託者が採取を行う場合は、受託者は真空ビン、風向風速計等必要な機材一式を委託者に貸与し、採取した試料は原則として委託場所まで受託者が受取りに来るものとする。
- (エ) 採取した試料は当日に分析にかけることを原則とするが、午後又は夜間の採取のためやむを得ない場合は採取した翌日の午前中までに分析を行うものとする。

2) 分析方法

- (ア) 「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成 7 年環境庁告示第 6 3 号）
- (イ) 「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 4 7 年環境庁告示第 9 号）
- (ウ) 定性分析及び半定量分析

固体吸着-加熱脱着-ガスクロマトグラフ質量分析法

（スクリーニングする質量範囲は、質量電荷比（ m/z ）＝30～300 程度とし、ガスクロマトグラフの測定成分範囲は、炭素数 4～16 程度とする。臭気に寄与する可能性がある成分は、可能な限り同定を試みるものとする。また、半定量値を算出後、検出成分の嗅覚閾値濃度から閾希釈倍数を算出し、においへの寄与が大きい成分を把握するものとする。）

③ 結果の報告

下記の事項を取りまとめた報告書（A 4 サイズ）を 1 部作成し、提出する。

1) 調査結果報告書

下記の事項について調査結果を取りまとめ報告すること。尚、(オ)～(ク)は測定を行ったセット項目により結果を取りまとめること。

- (ア) 試料採取時の気象状況（天候、気温、湿度、風向、風速）
- (イ) 臭質等の記録
- (ウ) 試料の採取日時、測定者、採取地点及び採取方法、現場の写真
- (エ) 規制基準値との比較による適否判定（規制基準値のあるものに限る。）
- (オ) 臭気測定結果及び嗅覚測定法試験結果報告書
- (カ) 臭気指数（臭気濃度）
- (キ) 特定悪臭物質測定結果一覧表及び特定悪臭物質測定結果報告書
- (ク) 定性分析結果一覧表及び定性分析結果報告書

2) 業務実施状況写真

④ 緊急試料採取

悪臭の発生状況によっては、緊急に試料採取が必要となる場合があります、委託者は予告なしにこの試料採取の日時を指示できるものとする。この場合、受託者は誠意を持って、できるだけ速やかに対応するものとする。

⑤ 試料採取に係る貸与物品

委託者が、貸与を受けた物品を誤って破損させてしまった場合は、委託者はその損害賠償の責を負わないものとする。

(3) 特定粉じん排出等作業中の漏洩監視（予定回数 2回）

① 調査項目（1回当たり）

集じん・排気装置の排気口での漏洩監視

② 調査方法

- 1) 測定方法、測定機器等については、厚生労働省及び環境省の定める「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」の最新版に基づき、特定粉じん排出等作業中の排気口で委託者立会いのもと漏洩監視を行うものとする。
- 2) 測定時間は、集じん・排気装置を稼動した後、作業開始前に10分程度とする（作業開始前点検と並行して実施。）。その後、除去作業が開始されたことを確認した上で測定を開始し、アスベスト除去量が最も多いと考えられる作業を含む2時間連続測定を行う。ただし、現場の状況に応じて測定時間を変更する場合、その理由を委託者に報告し、承諾を得るものとする。
- 3) 受託者は漏洩を確認又は、その恐れがある場合は、速やかに委託者に報告すること。

③ 結果の報告

下記の事項を取りまとめた報告書（A4サイズ）を1部作成し、提出する。

- 1) 粉じん等の濃度測定結果
- 2) 現場の状況の記録（日時、気象、測定者、測定機器、現場の地点図、現場の写真）

7. 技術者の適切な配置

前項「(1) ばい煙分析」・「(2) 悪臭分析」における試料採取、及び「(3) 特定粉じん排出等作業中の漏洩監視」(以下、「試料採取及び漏洩監視」という。)並びに打合せ・協議においては、作業方法の判断ができる技術力及び必要な技能を有する者を次のように配置するものとする。

- (1) 主任技術者等とは、主任技術者及び業務担当者を総称していう。
- (2) 主任技術者は、試料採取及び漏洩監視について、それぞれ3年以上の実務経験を有し、下記の事項を適切に行うことができる者とする。
 - ① 委託者との打合せ・協議及び調整
 - ② 業務担当者の人選及び適切な配置
 - ③ 業務担当者に対する指揮命令及び指導・教育
 - ④ 労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法令の遵守
 - ⑤ 業務担当者及び第三者に対する安全管理
- (3) 業務担当者は、試料採取及び漏洩監視について、それぞれ1年以上の実務経験を有し、主任技術者のもとで業務を担当する者とする。
- (4) 業務担当者は、主任技術者を兼ねることはできない。
- (5) 受託者は、前項「(2) 悪臭分析」(試料採取)の業務において、主任技術者または業務担当者のうち少なくとも1名以上は、悪臭防止法における「臭気指数等に係る測定の業務に従事する者(臭気判定士)」の資格を有する者を適正に配置するものとする。

8. 共通事項

(1) 業務実施日及び業務時間

- ① 委託者及び関係機関との打合せ・協議並びに連絡・報告は、原則として、土曜、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び委託者が規定する年末年始休日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、当該業務における事故、苦情等については、当日、直ちに委託者に報告するものとする。
- ② 試料採取・引渡し、漏洩監視を行う日時及び場所は、以下に示すとおりとする。
 - 1) 試料採取・引渡し、漏洩監視に係る日時は、委託者が指定するものとする。
 - 2) 詳細な試料採取・引渡し場所については、対象事業所が確定後、委託者が指定する場所とする。
 - 3) 対象の現場の都合等により、指定日、指定時間帯、指定場所の変更がある場合、又は、当日の天候、現場の状況等で業務が実施できない場合については、委託者と受託者が協議し、新たに指定日、指定時間、指定場所を決定するものとする。

(2) 提出書類及び報告書（成果品）

提出が必要な書類の取り揃えは下記の通りとする。なお、①-1), 2), 3) 及び ③については別紙 2 に記載の様式で提出すること。

① 業務開始前（契約の始期）の提出書類

1) 着手届

2) 業務責任者通知書

※ 業務委託契約約款第 7 条で定めるもの。

3) 主任技術者等選任届

※ 受託者は、試料採取及び漏洩監視を行う者の中から主任技術者等を定め、業務委託契約約款第 7 条で定める監督職員に届け出るものとする。
また、主任技術者等を変更した場合も同様とする。

※ 「7. 技術者の適切な配置」により選任した者を含む主任技術者等の名簿及び当該業務に必要な資格の写し、または能力・経歴を証明するものを書面で提出するものとする。

4) 緊急時連絡体制表

5) 標準作業手順書（SOP）

② 報告書（成果品）

受託者は、毎業務終了後 30 日以内に、「6. 業務内容」に示す報告書等を作成し、提出するものとする。ただし、委託者が速報値等を求めた場合は、委託者が指定する日時までに報告するものとする。全業務終了後、業務ごとの結果の一覧を作成し、委託期間中に提出するものとする。

③ 完了届

全ての業務が完了した後に、委託期間終了日までに提出するものとする。

9. その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり必要な場合には、受託者の責において駐車場を確保すること。
- (3) 受託者は、業務の履行に伴って、事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

- (5) 受託者は、業務の履行による個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (6) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、業務に当たっての資料及び成果物は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

【別紙 1】 調査項目

測定場所 測定項目		敷地境界				排出口		
		A (1 項目)	B (10 項目)	C (12 項目)	D (定性)	E (1 項目)	F (13 項目)	G (定性)
測定回数		6 回	1 回	1 回	1 回	3 回	1 回	1 回
臭気	臭気濃度 ※ 1 (臭気指数)	○				○		
特定悪臭物質	アンモニア		○				○	
	メチルメルカプタン		○					
	硫化水素		○				○	
	硫化メチル		○					
	二硫化メチル		○					
	トリメチルアミン		○				○	
	アセトアルデヒド			○				
	プロピオンアルデヒド			○			○	
	ノルマルブチルアルデヒド			○			○	
	イソブチルアルデヒド			○			○	
	ノルマルバレアルデヒド			○			○	
	イソバレアルデヒド			○			○	
	イソブタノール			○			○	
	酢酸エチル			○			○	
	メチルイソブチルケトン			○			○	
	トルエン			○			○	
	スチレン			○				
	キシレン			○			○	
	プロピオン酸		○					
	ノルマル酪酸		○					
	ノルマル吉草酸		○					
	イソ吉草酸		○					
定性・半定量分析					○			○

※ 1 臭気指数分析に関連する「試料採取時の気象状況」「臭質」を含むものとする。

※ 1 臭気濃度については、臭気指数の測定結果から算出するものとする。

着 手 届

令和 年 月 日

市 川 市 長

住所

氏名

印

下記のとおり業務に着手したので、届出をします。

1. 件 名 令和7年度 大気汚染、悪臭発生源調査等業務委託
2. 施行(納入)場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市環境部生活環境保全課
3. 契約年月日 令和7年6月2日
4. 委託金額 金 円
5. 委託期間 令和7年6月2日 から 令和8年3月23日 まで
6. 着手年月日 令和7年 月 日

年 月 日

市 川 市 長

住 所

商号又は名称

氏 名

業務責任者通知書

このことについて、令和7年6月2日付で契約締結した 令和7年度 大気汚染、悪臭発生源調査等業務委託 に関し、下記の者を選任したので契約約款第7条の規定により通知します。

1. 氏 名 :

2. 生年月日 :

3. 現 住 所 :

4. 保有資格 :

年 月 日 ○○○○

取 得

(以下列記)

5. 職 歴 :

(期 間)

(内 容)

年 月～ 年 月

(以下列記)

年 月 日

市 川 市 長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

主任技術者等選任届

このことについて、令和7年6月2日契約に係る 令和7年度 大気汚染、悪臭発生
源調査等業務委託 に関し、下記の者を選任したので通知します。

記

	主任技術者	業務担当者
氏 名		
現 住 所		
生年月日		
資 格		
実務経験	年	年

以上

添付書類

1. 資格を証明する書類の写し及び実務経験を証明する書類の写し
2. 複数の主任技術者等を選任した場合は、別途添付すること

完了届

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

- 件 名 令和7年度 大気汚染、悪臭発生源調査等業務委託
- 施行(納入)場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市環境部生活環境保全課
- 契約年月日 令和7年 6月 2日
- 委託金額 金 円

【内訳】

品名			数量	単価	金額（税込）
ばい煙分析費					
悪臭分析費	敷地境界	A			
		B			
		C			
		D			
	排出口	E			
		F			
		G			
特定粉じん排出等作業中の 漏洩監視費用					
合計					

- 委託期間 令和7年 6月 2日 から 令和8年 3月 23日 まで
- 完了年月日 令和8年 月 日